

Bank Pay 取引規定の改定について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

Bank Payの利用再開にあたり、サービス拡充のためBank Pay取引規定を改定いたします。

なお、改定後の新規定は改訂前からお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

記

1. 改定日 令和3年12月13日（月）

2. 主な改定内容

Bank Payにおける決済に関する法的枠組みは「債権譲渡方式」ですが、新たに「立替払方式」を追加することにより、「立替払方式」を採用している地公体や事業者が加盟店としてBank Payを導入し易くなるようにします。

Bank Pay取引規定の全文は[こちら\(PDF\)](#)からご覧いただけます。

3. お問い合わせ・ご照会先（ご不明な点がございましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。）

連絡先：群馬県信用組合 事務部

電話番号：027-382-4116

受付時間：平日 9:00～17:00

以上

